

特別休暇等一覧表

子育てに関する特別休暇等については次のとおりです。
それぞれの詳細については、ハンドブックをご覧ください。

区分	概要	期間・取得日数	ハンドブック掲載ページ
配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入院の付添い等を行う場合に取得できる休暇	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間を経過するまでの期間内において3日以内	P8
育児休暇	生後1年6月に達しない子の養育のために取得できる休暇	生後満1年6月まで 1日2回(育児短時間勤務職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回)、それぞれ45分	P19
男性の育児参加休暇	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得できる休暇	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合は、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までで、5日を超えない範囲で必要と認める日又は時間	P20
家族の看護等に 係る休暇	次のいずれかに該当する場合に取得できる休暇 ① 職員が、配偶者、父母、配偶者の父母、子又は孫の看護を行う必要がある場合 ② 義務教育終了前の子を養育する職員が、疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合 ③ 義務教育終了前の子を養育する職員が、感染症の予防のため又は気象警報等によりその子が在籍する学校等が臨時に休業となり、その子の世話をする必要のある場合 ④ 義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事へ出席する場合	一年において5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 ただし、義務教育終了前の子を2人以上養育する場合には、当該義務教育終了前の子について要件①から④までのために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	P21
短期介護休暇	職員が日常生活を営むのに支障がある二親等以内の親族等を介護する必要がある場合に取得できる休暇	一年において5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間(要介護者が2人以上の場合は10日)	P23

(参考)

区分	概要	期間・取得日数	ハンドブック掲載ページ
育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業	3歳の誕生日の前日まで1回 (開始日の1か月前までに申請)	P12
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に認められる短時間勤務	満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、1週間当りの勤務時間数を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分で勤務	P16
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に認められる部分休業	満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで1日を通じて2時間の範囲内で、30分単位で取得可能	P19
子育て支援 部分休暇	小学校1年生から3年生までの子を養育する職員に認められる部分休暇	満6歳に達する日以後最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで1日を通じて2時間の範囲内で、30分単位で取得可能	P24
早出遅出勤務 休憩時間短縮	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する、若しくは小学校に就学している子を送迎する、又は要介護者を介護する職員に認められる勤務		P24